

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう<sup>に</sup>改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(業務の停止等の報告) 第五十七条 【略】		
2 前項の表四の項に掲げる重大な事故に関する報告をしようとする者（卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者に限る。）は、当該重大な事故が当該卸電気通信役務の提供（（一）以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。）を行う電気通信事業者において生じた重大な事故に起因する場合においては、前項中「発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様」とあるのは「発生日時、措置模様」と読み替えるものとし、前項の規定にかかるよう、趣式第五十の二の（一）に記載する報告書を提出するものとする。	〔回上〕 第五十七条 〔新設〕	
3 【監】 様式第50の3の2（第57条第2項関係）		
重大な事故報告書（卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者） 年　　月　　日	2 〔回上〕 〔新設〕	（業務の停止等の報告） 第五十七条 〔回上〕
総務大臣 殿		
郵便番号 （ふりがな）		
住所 （ふりがな）		
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）		
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号		
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合には、当該担当部署名等を記載すること。）		
発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	
措置模様（事故対応状況）		
利用者対応状況		
関連する基準及び規程		
事故を生じさせた卸電気通信役務の提供元		

注1 「措置様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業終了後  
日対応等に応じた措置様を、日時及び対応者とともに記載すること。  
2 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情を含む。）数並びに当該事故に係る  
広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。  
3 「関連する基準及び規程」の欄は、当該事故に関連する基準及び規程がある場合には、そ  
れに応じて記載すること。  
4 「事故を生じさせた卸電気通信役務の提供元」の欄は、事故の原因となつた重大な事故を  
生じさせた卸電気通信役務を提供する事業者名を記載すること。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

様式第50の4（第57条第3項関係）

〔略〕

様式第50の4（第57条第2項関係）  
〔同左〕

備考 裁定の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全體に付した傍線は注記である。

この省令は、  
附 則  
公布の日から施行する。